

大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出があったので、同法第5条第3項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和7年5月16日

札幌市長 秋元 克広

記



1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 (仮称) ツルハドラッグ南20条店
所在地 札幌市中央区南20条西14丁目1357-1の内
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名
名称 株式会社ツルハ
住所 札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号
代表者 代表取締役 八幡 政浩
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名
名称 株式会社ツルハ
住所 札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号
代表者 代表取締役 八幡 政浩
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日 令和8年1月8日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,175m²
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の位置及び収容台数 位置：届出書のとおり 収容台数：35台
イ 駐輪場の位置及び収容台数 位置：届出書のとおり 収容台数：8台
ウ 荷さばき施設の位置及び面積 位置：届出書のとおり 面積：36m²
エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 位置：届出書のとおり 容積：9 m³
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前7時00分から午後9時50分まで
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前6時30分から午後10時00分まで
ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
数：出入口2箇所 位置：届出書のとおり
エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時00分から午後10時00分まで
- (8) その他
建物の構造及び階数 鉄骨造平屋建
用途地域 第二種中高層住居専用地域
建築面積 1,372m²、延床面積 1,334m²

2 届出年月日 令和7年5月7日

3 届出及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所 札幌市役所本庁舎2階 市政刊行物コーナー

縦覧期間 令和7年5月16日～令和7年9月16日

(土曜日、日曜日及び国民の祝日にに関する法律に規定する休日を除く)
(午前8時45分～午後5時15分(午後0時15分～午後1時を除く)

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から四月以内（令和7年9月16日まで）に限り、札幌市に対して、意見書の提出によりこれを述べることができます。